「不利益処分」基準等公開票(法律又は命令)

不利益処分名	特別管理産業廃棄物収集運搬業者・特別管理産業廃棄物処分業者に係る 事業停止及び許可の取消し	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の6	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	者及び特別管理産業廃棄	日は関する法律 日4条の3及び14条の3の2の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業 E物処分業者について準用する。 日本業務のでは、特別管理産業の事業ののでは、 日本ののでは、特別管理産業の事業ののでは、 日本ののでは、特別管理産業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業を表現されています。
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞・弁明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	行政手続法第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「法令 上必要とする資格がなかったこと又は失われるに至 ったことが判明した場合に必ずすることとされてい る不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の 事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いた ことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な 資料により直接証明されたものをしようとするとき。」 に該当する場合は、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	